

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年4月15日

【発行者名】 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水嶋 浩雅

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 山口 節一

【電話番号】 03-5208-5211

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 WTI原油価格連動型上場投信

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年10月5日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正し、また記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの基本的性格

<訂正前>

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信 / 海外 / その他資産（商品先物） / E T F / インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

<略>

<属性区分の定義>

該当区分	区分の定義
その他資産（商品先物）	目論見書又は投資信託約款において、主として商品先物に投資する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<略>

<訂正後>

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において追加型投信 / 海外 / その他資産（商品先物） / E T F / インデックス型に該当し、属性区分は以下の通りです。

<略>

<属性区分の定義>

該当区分	区分の定義
その他資産（商品先物）	目論見書又は投資信託約款において、主として商品先物に投資する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
----	---

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

< 略 >

### （3）【ファンドの仕組み】

#### 委託者の概況

< 訂正前 >

a . 資本金（平成24年8月末日現在）

3億7千万円

< 略 >

c . 大株主の状況（平成24年8月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

< 訂正後 >

a . 資本金（平成25年2月末日現在）

3億7千万円

< 略 >

c . 大株主の状況（平成25年2月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株数	比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

## 2【投資方針】

### （3）【運用体制】

< 訂正前 >

< 略 >

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、同委員会運用規程、商品投資委員会規程、商品先物取引等を投資対象とする上場投資信託に係る運営規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入りに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成24年8月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

< 訂正後 >

< 略 >

ファンド運用に関する社内規程等として、投資政策委員会規程、商品投資委員会規程、商品先物取引等を投資対象とする上場投資信託に係る運営規程、投資判断者服務規程、信用取引に係る社内規則、債券の貸借取引等に係る業務規則、資金の借入れに係る業務規則、コールローンの取り手選定に係る規則、外国為替予約に係る業務規則、有価証券先物取引等取扱規則、株式の貸付に係る社内規則及び売買執行に関する基準（株式及び債券）等を設けて遵守すべき基本的な事項を定めています。

ファンドの運用体制、規程等は平成25年2月末日現在のものであり、今後変更する場合があります。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

- (1) 当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等や短期金融資産（以下「有価証券等」）および商品等（対象指標に関連する商品投資等取引に係る権利をいい、原油先物取引を含みます。）を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

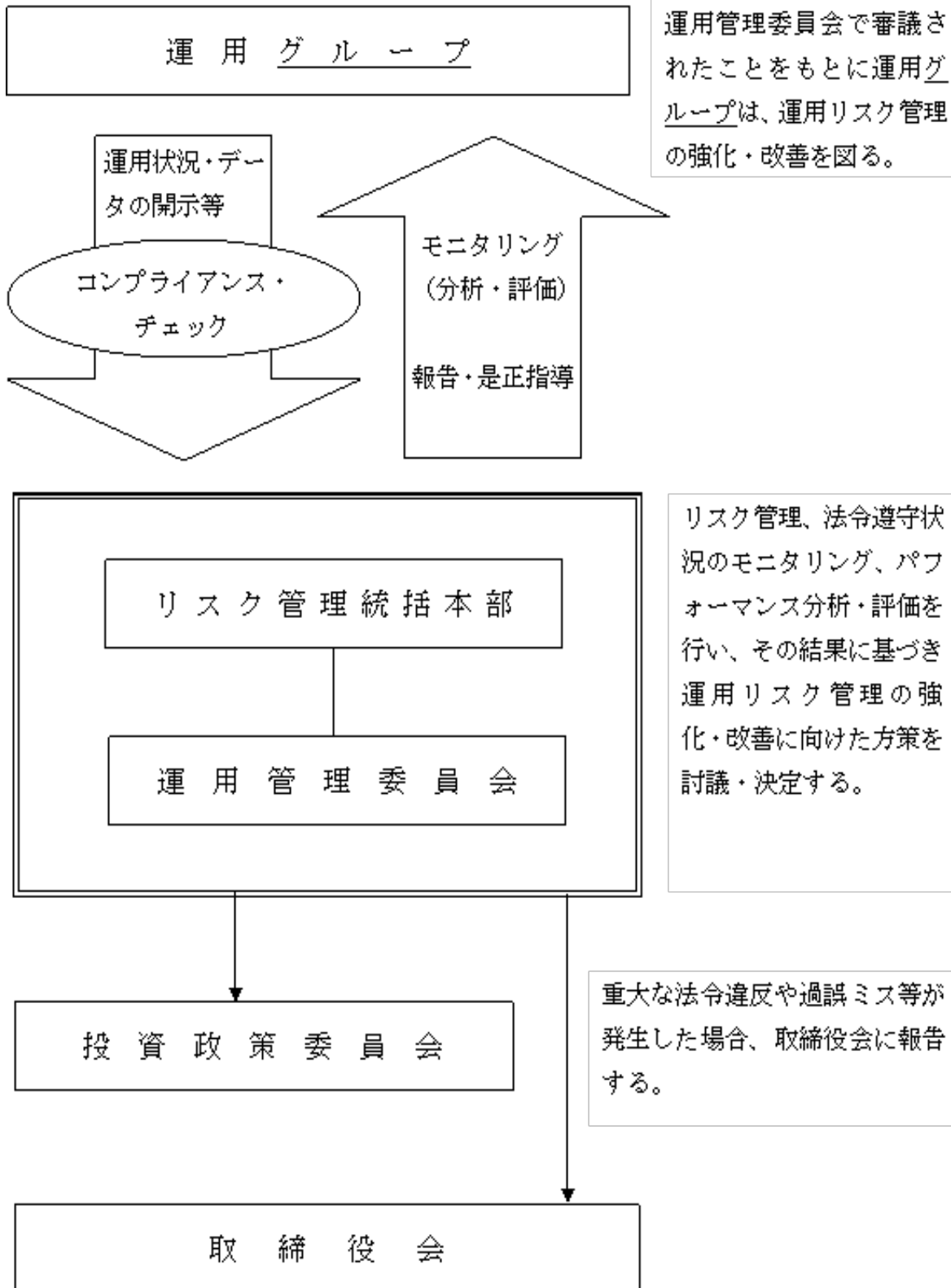
<略>

- (2) その他の留意点

当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び原油先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価するため、WTI原油先物直近限月清算値の円換算表示価格として発表されている価格の評価と必ずしも一致しておりません。

<略>

- (3) 委託会社のリスク管理体制



上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

<訂正後>

- (1) 当ファンドは、米国債等または国際機関の発行する債券等の公社債等や短期金融資産（以下「有価証券等」）および商品等（対象指標に関連する商品投資等取引に係る権利をいい、原油先物取引を含みます。）を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約

者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

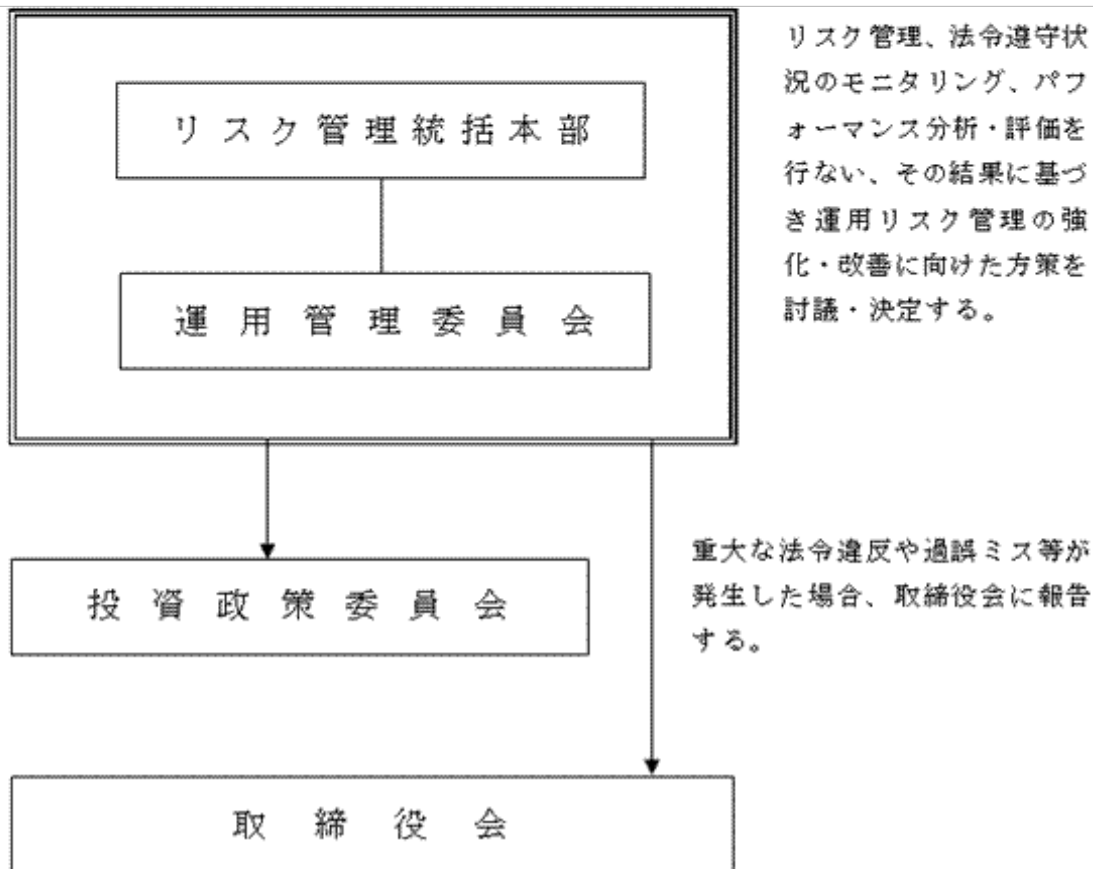
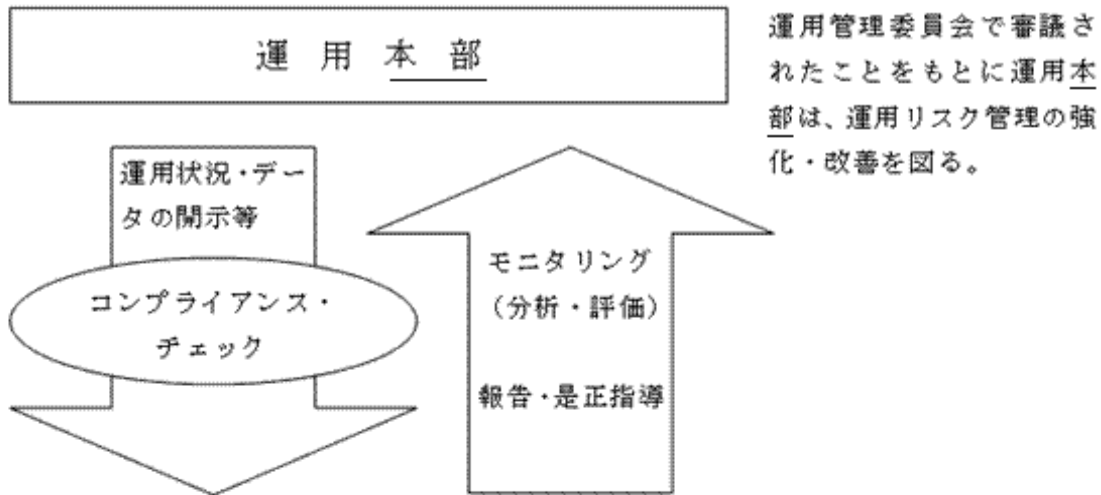
<略>

## （２）その他の留意点

当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及び原油先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。外貨建資産の評価は、基準価額計算日における対顧客相場の仲値で評価するため、WTI原油先物直近限月清算値の円換算表示価格として発表されている価格の評価と必ずしも一致しておりません。

<略>

## （３）委託会社のリスク管理体制



上記のリスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (4)【その他の手数料等】

以下の通り更新・訂正します。

当ファンドに関する組入有価証券および原油先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。

信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（下記

に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

上記 に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記aからgまでに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- a. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- b. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- c. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- d. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- e. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- f. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- g. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- h. 格付の取得に要する費用
- i. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
- j. 受益権の上場に係る費用
- k. 対象指標その他これに類する標章の使用料  
ファンドの上場に係る費用
  - ・ 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.007875%（税抜0.0075%）。
  - ・ 上場の年賦課金：毎年末の純資産総額に対して、0.007875%（税抜0.0075%）及びTDnet利用料。
  - ・ 上記の他、新規上場に際して、52.5万円（税抜50万円）の費用があります。

委託者は、上記 および に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。

上記 に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

上記 の場合において、上記 および に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記 に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、約款に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

当該手数料等の合計額については、受益者がファンドと保有する期間等に応じて異なりますので、表示することは出来ません。



## ( 5 ) 【課税上の取扱い】

以下の通り更新・訂正します。

## &lt; 個人受益者の場合 &gt;

## 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して課税（下記の表を参照）されます。なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の売却時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等の金額に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% ( 所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3% )
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5% )
平成50年1月1日以降	20% ( 所得税15% 地方税5% )

差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。

## 収益分配金の受取り時

分配金は配当所得として課税（下記の表を参照）されます。（原則として、確定申告不要。なお、確定申告により、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することも可能。）ただし、平成25年12月31日までは、1年間に受け取る収益分配金を含む上場株式等の配当等（5%以上保有の大口個人株主等が受け取る配当等は除きます。）の場合は、軽減税率による源泉徴収が行なわれます。（原則として、確定申告不要）また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% ( 所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3% )
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5% )
平成50年1月1日以降	20% ( 所得税15% 地方税5% )

## 解約金の受取り時

解約時および償還時の差益（譲渡益）は譲渡所得として、差益（譲渡益）に対して課税（下記の表を参照）されます。（申告分離課税の対象となり、確定申告が必要。）なお、「源泉徴収あり」の特定口座については、源泉徴収が行なわれます（原則として、確定申告不要）。ただし、平成25年12月31日までは、1年間の解約時および償還時の譲渡所得を含む上場株式等の譲渡所得等に対して軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日までは復興特別所得税が付加されます。

平成25年12月31日まで	10.147% ( 所得税7% 復興特別所得税0.147% 地方税3% )
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315% ( 所得税15% 復興特別所得税0.315% 地方税5% )
平成50年1月1日以降	20% ( 所得税15% 地方税5% )

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。

< 法人受益者の場合 >

受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

解約金の受取り時

源泉徴収は行われません。通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と解約価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

収益分配金の受取り時

源泉徴収税率については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）となります。

収益分配金は配当控除、益金不算入制度が適用されません。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下のとおり更新・訂正します。

## &lt;更新・訂正後&gt;

以下は平成25年2月末日現在の運用状況であります。

## (1)【投資状況】

種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	米国	2,589,917,360	57.80
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		1,890,662,067	42.20
合計（純資産総額）		4,480,579,427	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国名	種類	銘柄名	数量 (簿面総額)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
米国	国債証券	US T-BILL	28,000,000	9,248.22	2,589,704,382	9,249.70	2,589,917,361	0	2013/4/25	57.8

## 【投資不動産物件】

該当なし

## 【その他投資資産の主要なもの】

種類	国名	資産名	売買	数量 (枚)	帳簿価額 (円)	時価（円）	投資比率 (%)
WT1原油	米国	WT1原油先物取引 2013年05月限	買建	521	4,597,088,442	4,489,616,687	100.2

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの 純資産総額（円）	
第1期	（平成22年1月15日）	分配付：	3,079,695,060	分配付：	6,197
		分配落：	3,079,695,060	分配落：	6,197
第2期	（平成22年7月15日）	分配付：	4,765,030,846	分配付：	5,312
		分配落：	4,765,030,846	分配落：	5,312
第3期	（平成23年1月15日）	分配付：	4,215,424,451	分配付：	5,569
		分配落：	4,215,424,451	分配落：	5,569
第4期	（平成23年7月15日）	分配付：	3,929,508,635	分配付：	5,191
		分配落：	3,929,508,635	分配落：	5,191
第5期	（平成24年1月15日）	分配付：	4,586,187,615	分配付：	5,107
		分配落：	4,586,187,615	分配落：	5,107
第6期	（平成24年7月15日）	分配付：	4,166,455,473	分配付：	4,461
		分配落：	4,166,455,473	分配落：	4,461
第7期	（平成25年1月15日）	分配付：	4,450,602,683	分配付：	5,336
		分配落：	4,450,602,683	分配落：	5,336
平成24年2月末日			6,847,630,802		5,735

平成24年3月末日	6,696,715,041	5,609
平成24年4月末日	5,230,864,802	5,600
平成24年5月末日	4,247,812,887	4,548
平成24年6月末日	3,757,734,187	4,023
平成24年7月末日	4,258,940,561	4,560
平成24年8月末日	4,017,968,498	4,818
平成24年9月末日	3,836,348,556	4,600
平成24年10月末日	3,654,439,153	4,382
平成24年11月末日	3,849,851,630	4,616
平成24年12月末日	4,156,348,129	4,984
平成25年1月末日	4,689,624,990	5,623
平成25年2月末日	4,480,579,427	5,372

## 【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 (平成22年1月15日)	0円
第2期 (平成22年7月15日)	0円
第3期 (平成23年1月15日)	0円
第4期 (平成23年7月15日)	0円
第5期 (平成24年1月15日)	0円
第6期 (平成24年7月15日)	0円
第7期 (平成25年1月15日)	0円

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 (自平成21年7月31日 至平成22年1月15日)	2.8%
第2期 (自平成22年1月16日 至平成22年7月15日)	14.3%
第3期 (自平成22年7月16日 至平成23年1月15日)	4.8%
第4期 (自平成23年1月16日 至平成23年7月15日)	6.8%

第5期 (自平成23年7月16日 至平成24年1月15日)	1.6%
第6期 (自平成24年1月16日 至平成24年7月15日)	12.6%
第7期 (自平成24年7月16日 至平成25年1月15日)	19.6%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

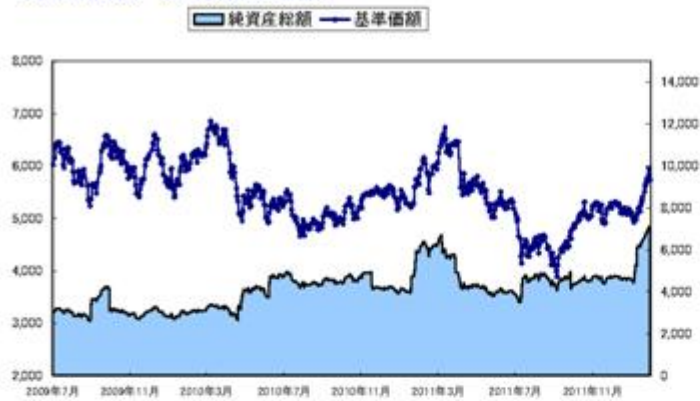
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	647,000	150,000	497,000
第2期	400,000	0	897,000
第3期	0	140,000	757,000
第4期	280,000	280,000	757,000
第5期	286,000	145,000	898,000
第6期	396,000	360,000	934,000
第7期	0	100,000	834,000

(注1) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 上記数字はすべて本邦内における設定および解約の実績です。

(参考情報) 運用実績

### ＜基準価額・純資産の推移＞



基準価額	5,372 円
純資産総額	44,811 億円

### ＜分配の推移＞

決算期	分配金
2010年1月	0 円
2010年7月	0 円
2011年1月	0 円
2011年7月	0 円
2012年1月	0 円
2012年7月	0 円
2013年1月	0 円
設定来累計	0 円

※分配金は税引前、1口当たり

### ＜主要な資産の状況＞

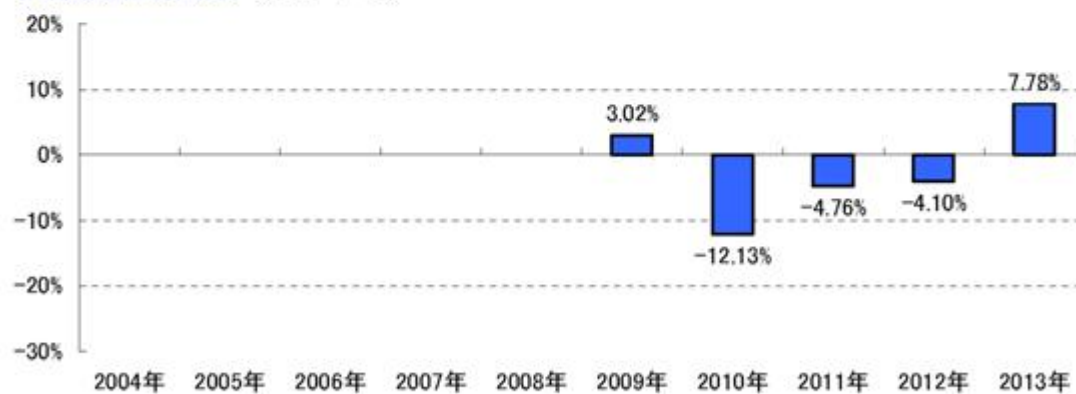
#### ■資産の配分

組入資産	比率
債券	57.8%
米国債	57.8%
現金等	42.2%

#### ■先物取引の状況

取引内容	比率
WTI原油商品先物 2013年05月限	買建 100.2%

### ＜年間収益率の推移＞（暦年ベース）



・収益率は基準価額で計算。

・2009年は設定日（7月31日）から年末までの稼働率、2013年は年初来2月末までの稼働率を表示。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

<訂正前>

##### 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

（中略）

##### 運用資産の評価基準および評価方法

法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

<訂正後>

##### 基準価額の計算方法等

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によるものとします。

（中略）

##### 運用資産の評価基準および評価方法

法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、原則として時価により評価しております。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1財務諸表」を以下のとおり更新・訂正します。以下は更新訂正後の内容のみ記載しております。

#### <更新・訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成24年7月16日から平成25年1月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

WTI原油価格連動型上場投信

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (平成24年7月15日現在)	第7期 (平成25年1月15日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	849,150,597	846,194,046
コール・ローン	28,639,516	19,889,929
国債証券	2,619,529,103	2,507,962,551
派生商品評価勘定	306,776,711	229,678,299
未収利息	138	31
前払金	162,572,017	-
その他未収収益	-	709,642
差入委託証拠金	225,615,721	865,249,191
流動資産合計	4,192,283,803	4,469,683,689
資産合計	4,192,283,803	4,469,683,689
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,394,339	1,051,716
未払委託者報酬	22,309,352	16,827,397
その他未払費用	2,124,639	1,201,893
流動負債合計	25,828,330	19,081,006
負債合計	25,828,330	19,081,006
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1 2 5,630,152,000	1 2 5,027,352,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3 1,463,696,527	3 576,749,317
（分配準備積立金）	121,627,671	140,017,949
元本等合計	4,166,455,473	4,450,602,683
純資産合計	4,166,455,473	4,450,602,683
負債純資産合計	4,192,283,803	4,469,683,689

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期 (自平成24年1月16日 至平成24年7月15日)	第7期 (自平成24年7月16日 至平成25年1月15日)
営業収益		
受取利息	153,989	105,488
有価証券売買等損益	1,287,927	2,152,662
派生商品取引等損益	638,669,406	308,922,126
為替差損益	247,347,289	467,262,700
その他収益	580,072	709,642
営業収益合計	389,300,129	779,152,618
営業費用		
受託者報酬	1,394,339	1,051,716
委託者報酬	22,309,352	16,827,397
その他費用	2,300,322	1,326,295
営業費用合計	26,004,013	19,205,408
営業利益又は営業損失( )	415,304,142	759,947,210
経常利益又は経常損失( )	415,304,142	759,947,210
当期純利益又は当期純損失( )	415,304,142	759,947,210
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	-	-
期首剰余金又は期首欠損金( )	826,956,385	1,463,696,527
剰余金増加額又は欠損金減少額	289,740,000	127,000,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	289,740,000	127,000,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	511,176,000	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	511,176,000	-
分配金	1	1
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,463,696,527	576,749,317

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	(1) 商品先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (2) 為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第6期 (平成24年7月15日現在)	第7期 (平成25年1月15日現在)
1 信託財産にかかる期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 5,413,144,000円 期中追加設定元本額 2,387,088,000円 期中解約元本額 2,170,080,000円	期首元本額 5,630,152,000円 期中追加設定元本額 0円 期中解約元本額 602,800,000円
2 計算期間末日における受益権の総数	934,000口	834,000口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,463,696,527円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は576,749,317円です。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 (自平成24年1月16日 至平成24年7月15日)		第7期 (自平成24年7月16日 至平成25年1月15日)	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 当ファンドの配当等収益額	734,061円	A 当ファンドの配当等収益額	815,130円
B 分配準備積立金	96,357,719円	B 分配準備積立金	121,627,671円
C 配当等収益額合計(A+B)	95,623,658円	C 配当等収益額合計(A+B)	120,812,541円
D 経費	26,004,013円	D 経費	19,205,408円
E 収益分配可能額	121,627,671円	E 収益分配可能額	140,017,949円
F 収益分配金額	0円	F 収益分配金額	0円
G 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	121,627,671円	G 次期繰越金(分配準備積立金)(E-F)	140,017,949円
H 口数	934,000口	H 口数	834,000口
I 分配金額(1口当たり)	0円	I 分配金額(1口当たり)	0円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 (自平成24年1月16日 至平成24年7月15日)	第7期 (自平成24年7月16日 至平成25年1月15日)

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは米国政府または国際機関の発行する有価証券を実質的な主要投資対象としております。米国政府または国際機関の発行する有価証券の投資に係る価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク及びカントリーリスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、原油先物取引を活用しますので、原油先物価格の変動の影響を受けます。原油先物の価格は、原油の生産・在庫・需要といった需給関係や天候、貿易動向、為替レート、金利、各国の政治・経済状況など様々な要因の影響を受けます。それらの要因等によって原油先物の価格が大幅に下落した場合、投資成果に重大な損失が生じることとなります。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡しを伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。</p> <p>リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。</p>	同左

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 (平成24年7月15日現在)	第7期 (平成25年1月15日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関係に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第6期 (平成24年7月15日現在)	第7期 (平成25年1月15日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券	739,904	1,230,925
合計	739,904	1,230,925

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

## 商品関連

(単位：円)

区分	種類	第6期(平成24年7月15日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	原油先物取引 買建	3,888,220,123	0	4,194,996,834	306,776,711
	合計	3,888,220,123	0	4,194,996,834	306,776,711

(単位：円)

区分	種類	第7期(平成25年1月15日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	原油先物取引 買建	4,227,813,021	0	4,457,491,320	229,678,299
	合計	4,227,813,021	0	4,457,491,320	229,678,299

## (注) 1. 時価の算定方法

商品先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 商品先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。  
 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

第6期 （平成24年7月15日現在）	第7期 （平成25年1月15日現在）
1口当たりの純資産額 4,461円	1口当たりの純資産額 5,336円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：米ドル）

種類	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	US TREASURY BILL		28,000,000.00	27,993,777.78	
小計	銘柄数	1		27,993,777.78	
				(2,507,962,551)	
	組入時価比率	56.4%		100.0%	
合計				27,993,777.78	
				(2,507,962,551)	

（注1）通貨種類毎の小計の( )内は、邦貨換算額であります。

（注2）合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

（注3）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下のとおり更新・訂正します。

【純資産額計算書】

平成25年2月28日現在

資産総額	4,485,891,734円
負債総額	5,312,307円
純資産総額（ - ）	4,480,579,427円
発行口数	834,000口
1口当たりの純資産額（ / ）	5,372円



### 第三部【委託会社等の情報】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況」および「2 事業の内容及び営業の状況」を、以下のとおり更新・訂正します。

#### <更新・訂正後>

##### 第1【委託会社等の概況】

###### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成25年2月末日現在）

資本金の額 370百万円

発行する株式の総数 12,000株

発行済株式総数 7,400株

過去5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

###### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

平成25年2月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は53本であり、当該ファンドの純資産総額の合計は130,133百万円です。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	37	121,061百万円
単位型株式投資信託	6	3,855百万円
単位型公社債投資信託	10	5,217百万円
合計	53	130,133百万円



### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を、以下のとおり更新・訂正します。

#### <更新・訂正後>

##### (1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

##### (2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
<b>(資産の部)</b>					
流動資産					
1 現金・預金			878,260		1,027,027
2 前払費用			4,906		4,370
3 未収委託者報酬			89,596		97,659
4 未収運用受託報酬			148,138		190,524
5 未収投資助言報酬			16,627		-
6 その他			4,124		11,237
流動資産計			1,141,654		1,330,818
固定資産					
1 有形固定資産			9,918		8,769
(1) 建物付属設備	*1	7,728		*1	6,199
(2) 器具備品	*1	2,189		*1	2,569
2 無形固定資産			1,679		1,390
(1) 電話加入権			761		761
(2) ソフトウェア	*2	542		*2	343
(3) 協会基金	*2	375		*2	285
3 投資その他の資産			72,808		72,492
(1) 投資有価証券			100		-
(2) 出資金			10,000		10,000
(3) 長期差入保証金			62,708		62,492
固定資産計			84,405		82,651
資産合計			1,226,060		1,413,469

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (平成23年3月31日現在)		当事業年度 (平成24年3月31日現在)	
		金額		金額	
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
1 預り金			12,687		15,913
2 未払金			166,576		198,875
3 関係会社未払金			18,322		18,174
4 未払費用			11,956		11,788
5 未払法人税等			52,990		65,501
6 未払消費税等			7,990		21,472
7 前受金			3,592		3,137
流動負債計			274,117		334,863
固定負債					
1 資産除去債務			16,520		16,709
2 繰延税金負債			2,527		1,811
固定負債計			19,048		18,521
負債合計			293,165		353,384

(純資産の部)				
株主資本				
1 資本金		370,000		370,000
2 利益剰余金				
(1) 利益準備金	19,980		19,980	
(2) その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	542,915		670,105	
利益剰余金計		562,895		690,085
株主資本計		932,895		1,060,085
純資産合計		932,895		1,060,085
負債・純資産合計		1,226,060		1,413,469

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額		金額	
営業収益					
1 委託者報酬		833,648		1,130,901	
2 運用受託報酬		314,586		272,809	
3 投資助言報酬		71,856		-	
4 その他営業収益		6,510	1,226,601	57	1,403,769
営業費用					
1 支払手数料		117,384		99,020	
2 調査費					
(1) 調査費		19,671		21,927	
(2) 委託調査費		134,218		144,711	
3 委託計算費		36,559		40,326	
4 通信費		3,676	311,510	7,348	313,334
一般管理費					
1 給料					
(1) 役員報酬	*2	216,760		*2 271,316	
(2) 給料・手当		225,649		223,712	
(3) 賞与・退職金等		131,980		156,023	
2 交際費		3,149		3,285	
3 旅費交通費		11,078		16,092	
4 業務事務委託費		21,295		18,866	
5 租税公課		4,434		4,986	
6 不動産賃借料		88,161		85,124	
7 固定資産減価償却費		3,519		3,839	
8 諸経費	*1	68,888	774,918	*1 87,504	870,750
営業利益			140,172		219,683
営業外収益					
1 受取利息		122		82	
2 その他の営業外収益		0	123	342	424
営業外費用					
1 支払利息		-		32	

2 為替差損	246		130	
3 その他の営業外費用	23	269	-	162
経常利益		140,025		219,944
特別損失				
1 固定資産除却損	-		101	
2 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8,491	8,491	-	101
税引前当期純利益		131,533		219,843
法人税、住民税及び事業税	61,132		93,369	
法人税等調整額	2,527	63,660	716	92,653
当期純利益		67,873		127,190

### （３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度		当事業年度	
		自 平成22年 4月 1日	至 平成23年 3月 31日	自 平成23年 4月 1日	至 平成24年 3月 31日
株主資本					
資本金					
当期首残高			370,000		370,000
当期末残高			370,000		370,000
利益剰余金					
利益準備金					
当期首残高			19,980		19,980
当期末残高			19,980		19,980
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金					
当期首残高			475,041		542,915
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			542,915		670,105
株主資本合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085
純資産合計					
当期首残高			865,021		932,895
当期変動額					
当期純利益			67,873		127,190
当期変動額合計			67,873		127,190
当期末残高			932,895		1,060,085

[次へ](#)

## [ 重要な会計方針 ]

## 1．固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 8年～15年

器具備品 3年～15年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

なお、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## 2．引当金の計上基準

## 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

## 3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## [ 追加情報 ]

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の修正により、「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の修正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## [ 注記事項 ]

## ( 貸借対照表関係 )

\* 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物付属設備	10,667千円	12,196千円
器具備品	24,209千円	20,447千円
計	34,876千円	32,644千円

\* 2 無形固定資産償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	2,109千円	2,309千円
協会基金	75千円	165千円
計	2,184千円	2,474千円

(損益計算書関係)

\* 1 関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
諸経費	3,967千円	3,487千円

\* 2 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
取締役	600,000千円	600,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

(株主資本変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	61,611	63,643
1年超	149,190	79,785

合計	210,802	143,428
----	---------	---------

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

出資金はファンド組成のために拠出した資金であり、減損リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

減損リスク

当社は、出資金について、定期的に出資先の財務状態等をモニタリングしております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります

市場リスク

当社は外貨建ての預金及び営業債権について残高が僅少であり、市場リスクを管理する重要性は低いと判断しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注2）

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）現金・預金	878,260	878,260	-
（2）未収委託者報酬	89,596	89,596	-
（3）未収運用受託報酬	148,138	148,138	-
（4）未収投資助言報酬	16,627	16,627	-

( 5 ) 長期差入保証金	62,708	62,708	-
資産計	1,195,329	1,195,329	-
( 1 ) 未払金	166,576	166,576	-
( 2 ) 関係会社未払金	18,322	18,322	-
( 3 ) 未払法人税等	52,990	52,990	-
負債計	237,888	237,888	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
( 1 ) 現金・預金	1,027,027	1,027,027	-
( 2 ) 未収委託者報酬	97,659	97,659	-
( 3 ) 未収運用受託報酬	190,524	190,524	-
( 4 ) 未収投資助言報酬	-	-	-
( 5 ) 長期差入保証金	62,492	62,492	-
資産計	1,377,703	1,377,703	-
( 1 ) 未払金	198,875	198,875	-
( 2 ) 関係会社未払金	18,174	18,174	-
( 3 ) 未払法人税等	65,501	65,501	-
負債計	282,550	282,550	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

( 1 ) 現金・預金、( 2 ) 未収委託者報酬、( 3 ) 未収運用受託報酬、( 4 ) 未収投資助言報酬

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

( 5 ) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（負債）

( 1 ) 未払金、( 2 ) 関係会社未払金、( 3 ) 未払法人税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（注3）金融債権等の決算日後の償還予定額



前事業年度(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	878,260	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	89,596	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	148,138	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	16,627	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,708	-	-
合計	1,132,621	62,708	-	-

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,027,027	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	97,659	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	190,524	-	-	-
(4) 未収投資助言報酬	-	-	-	-
(5) 長期差入保証金	-	62,492	-	-
合計	1,315,211	62,492	-	-

(注4) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		

繰延税金資産

未払費用否認	4,203千円	4,619千円
未払事業税	4,392千円	5,101千円
資産除去債務	6,724千円	5,948千円
繰延税金資産小計	15,319千円	15,669千円
評価性引当金	15,319千円	15,669千円
繰延税金資産合計	- 千円	- 千円
繰延税金負債		
固定資産（除去費用）	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債合計	2,527千円	1,811千円
繰延税金負債の純額	2,527千円	1,811千円

2．法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%	0.6%
住民税均等割	0.2%	0.1%
評価性引当額	6.6%	0.2%
その他	0.0%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%	42.1%

3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額及び法人税等調整額に及ぼす影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度	当事業年度
期首残高	16,333千円	16,520千円
時の経過による調整額	186千円	189千円
期末残高	16,520千円	16,709千円

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への売上高	833,648	314,586	71,856	6,510	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,130,901	272,809	57	1,403,769

2 地域ごとの情報

（1）売上高

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
917,315	274,447	34,838	1,226,601

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

日本	英国バージン諸島	その他	合計
1,234,189	146,929	22,650	1,403,769

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	274,447	投資運用・顧問業

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	146,929	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

## 1．関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,967	関係会社 未払金	18,322
親会社の 役員が支 配する会 社	㈱SIMPLEX	東京都千代田区	90,000	資産運用・ 管理	(被所有) 間接・ 31.08%	オフィス共有 事務協力関係	事務受託 収入	6,500	-	-

当事業年度（自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社支配、被支配 役員の兼任	事務所 施設の 賃貸等	3,487	関係会社 未払金	18,174

（注）1．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## (3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

## (4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約及び投資助言契約役員の兼任	運用受託報酬	202,591	未収運用受託報酬	120,146
							投資助言報酬(注1)	71,856	未収投資助言報酬	16,627
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	1,741	未払金	457

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	-	投資一任契約役員の兼任	運用受託報酬(注1)	146,929	未収運用受託報酬	163,268
							委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	-	事務協力関係役員の兼任	委託調査費	9,060	未収金 未払金	289 2,027

## (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には、消費税等は含まれておらず期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス 非上場

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
1株当たり純資産額	126,066円89銭	1株当たり純資産額	143,254円79銭
1株当たり当期純利益金額	9,172円13銭	1株当たり当期純利益金額	17,187円90銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

## 1 株当たり純資産額

項目	前事業年度	当事業年度
	（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）	（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）
当期純利益	67,873千円	127,190千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	67,873千円	127,190千円
期中平均株式数	7.4千株	7.4千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期 別	当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
		金 額	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金			950,545
2 前払費用			9,009
3 未収委託者報酬			111,412
4 未収運用受託報酬			46,323
5 その他			16,531
流動資産計			1,133,822
固定資産			
1 有形固定資産			8,035
(1) 建物附属設備	*1	5,588	
(2) 器具備品	*1	2,447	
2 無形固定資産			1,249
(1) 電話加入権		761	
(2) ソフトウェア	*2	247	
(3) 協会基金	*2	240	
3 投資その他の資産			71,237
(1) 出資金		10,000	
(2) 長期差入保証金		61,167	
(3) 長期前払費用		70	
固定資産計			80,522
資産合計			1,214,345

(単位：千円)

科目	期 別	当中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金			17,828
2 未払金			27,600
3 関係会社未払金			18,694
4 未払費用			9,827
5 未払法人税等			14,421
6 未払消費税等			4,446
7 前受金			6,669
流動負債計			99,486
固定負債			
1 資産除去債務			16,805
2 繰延税金負債			1,617
固定負債計			18,422
負債合計			117,909
(純資産の部)			

株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1) 利益準備金	19,980	
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	706,456	
利益剰余金計		726,436
株主資本計		1,096,436
純資産合計		1,096,436
負債・純資産合計		1,214,345

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
		金額
営業収益		
委託者報酬		478,681
運用受託報酬		121,355
営業収益計		600,036
営業費用		181,446
一般管理費	*1	367,582
営業利益		51,007
営業外収益		
受取利息		28
その他営業外収益		686
営業外収益計		715
営業外費用		
為替差損		2,969
営業外費用計		2,969
経常利益		48,753
税引前中間純利益		48,753
法人税、住民税及び事業税		12,597
法人税等調整額		194
中間純利益		36,350

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	株主資本 資本金	



当期首残高	370,000
当中間期末残高	370,000
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	19,980
当中間期末残高	19,980
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	670,105
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	706,456
利益剰余金合計	
当期首残高	690,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	726,436
株主資本合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436
純資産合計	
当期首残高	1,060,085
当中間期変動額	
中間純利益	36,350
当中間期変動額合計	36,350
当中間期末残高	1,096,436

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	期別	第14期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

<p>1．固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 主として定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 8年～15年 器具備品 3年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引、及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
<p>2．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

#### 会計方針の変更

期 別	第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
<p>項 目</p>	<p>(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p>

#### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

第14期中間会計期間末 平成24年9月30日現在	
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 12,807千円</p> <p>器具備品 20,985千円</p>	
<p>2 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 2,405千円</p> <p>協会基金 210千円</p>	

## （中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	1,245千円
無形固定資産	140千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

## （リ - ス取引関係）

第14期中間会計期間 （自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）	
1 . オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料	
一年以内	61,572千円
一年超	242,644千円
合計	304,216千円

## （金融商品関係）

第14期中間会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

平成24年 9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
( 1 ) 現金・預金	950,545	950,545	
( 2 ) 未収委託者報酬	111,412	111,412	
( 3 ) 未収運用受託報酬	46,323	46,323	
( 4 ) 長期差入保証金	61,167	61,167	
資産計	1,169,447	1,169,447	
( 1 ) 未払金	27,600	27,600	
( 2 ) 関係会社未払金	18,694	18,694	
( 3 ) 未払法人税等	14,421	14,421	
負債計	60,715	60,715	

注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（４）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（負債）

（１）未払金、（２）関係会社未払金、（３）未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
出資金	10,000

上記については、市場価格がなくかつ将来キャッシュフローが約定されておらず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	16,709千円
時の経過による調整額	95千円
当中間会計期間の期末残高	<u>16,805千円</u>

（セグメント情報等）

第14期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への売上高	478,681	121,355	600,036

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国バージン諸島	その他	合計
524,274	66,604	9,157	600,036

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	66,604	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (一株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	148,167 円04銭
1株当たり中間純利益金額	4,912円25銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述していません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。	
中間純利益	36,350千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	36,350千円
期中平均株式数	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」を、以下のとおり更新・訂正します。

### <更新・訂正後>

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社  
資本金の額 : 324,279百万円（平成24年9月末現在）  
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

##### 再信託受託会社

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
資本金の額 : 10,000百万円（平成24年9月末現在）  
事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

##### (2) 販売会社

名称 : シティグループ証券株式会社  
資本金の額 : 96,307百万円（平成24年9月末現在）  
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称 : S M B C日興証券株式会社  
資本金の額 : 10,000百万円（平成24年9月末現在）  
事業の内容 : 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

##### (1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

##### (2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務等を行います。

#### 3【資本関係】

##### (1) 受託会社

該当事項はありません。

##### (2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 山崎 慎 司



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成25年2月6日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているWTI原油価格連動型上場投信の平成24年7月16日から平成25年1月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WTI原油価格連動型上場投信の平成25年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

( ) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山崎 慎 司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。